

平成31年 第3回
教育委員会定例会会議録

平成31年3月14日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2517号

平成31年第3回定例会

日 時 平成31年3月14日(木) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「欠席した事務局職員」	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
-------------	---------	---------

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 学校運営協議会の設置について
- 2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

日程第2 協議事項

- 1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成30年度秋の通学路点検の実施結果について
- 2 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の2月の各事業別利用状況について

- 4 図書館・郷土資料館の2月行事实績について
- 5 図書館の2月分利用実績について

「開会」

○教育長 ただいまから平成31年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日は、佐々木図書文化財課長から公務のため遅れて出席するとの連絡を受けておりますので、ご承知おきください。

日程に入ります。本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 学校運営協議会の設置について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第23号「学校運営協議会の設置について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第23号「学校運営協議会の設置について」ということで、ご審議をお願いいたします。

資料の方は、議案資料ナンバー1、タブレットの方も同様をお願いします。かがみを1枚おめくりいただきまして、タブレットの方は2番ということになります。

審議内容でございます。先日、議決をいただきました学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づきまして、平成31年4月から赤坂アカデミー及びお台場アカデミーに学校運営協議会を設置するというご審議をいただくものでございます。

項番1、「学校運営協議会を設置する学校等」ということで、繰り返しになりますが、赤坂アカデミーということ、中之町幼稚園、赤坂小学校、赤坂中学校。もう一つが、お台場アカデミーで、にじのはし幼稚園、港陽小学校、港陽中学校ということになります。

項番2、設置年月日が平成31年4月1日からということになります。

項番3、設置理由ということでございます。規則の第2条の中に、言ってみれば設置の要件といえますか、こういった側面で設置するというようなものがございまして、それに沿って、一つは、学校、保護者、地域住民が一体となって学校づくりを推進する学校ごとに置くということ。もう一つは、2条の学校に関して密接な連携を図る必要があると認める場合には、2条の学校について一つの協議会を置けるというようなことがございましたので、それに沿って理由を書かせていただきました。

まず(1)番の赤坂アカデミーにつきましては、地域が主催する防災訓練の中で、中学生が参加をして、あるいはアカデミー内の園児・児童・教員が全員参加をしている、学校、地域が一体となって学校づくりを進められているという現状があります。また、中之町幼稚園、赤坂小学校、赤坂中学校は施設が隣接しておりまして、35年4月には小中一貫教育校開設に向けて、同じ敷地と扱

って進めることとなる中之町幼稚園も含めて、さらに連携を図っていくというようなこともございますので、これはアカデミー単位、いわゆる幼小中で一つのアカデミーが適当であると認められるということで、このような形にさせていただいています。

(2) 番、お台場アカデミーでございます。こちらに関しても、環境を活用した「海苔づくり」体験ですとか、そういったところで地域、保護者の方と連携した取組みをさまざま行っていただいております。こちらに関してはもう既に小中一貫教育校であるということ、あと、同じ敷地内になじのはし幼稚園がありまして、密接な連携を図っているというようなこともございますので、こちらからアカデミー単位で一つの協議会の設置ということでさせていただければと考えてございます。

説明の方は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 参考資料についての説明もお願いします。

○教育企画担当課長 失礼しました。

参考資料として、本日机上にお配りをさせていただきました。今、それぞれのアカデミーの方から出てきております予定といたしますか、スケジュール表をご覧くださいと思います。それぞれ回数は異なりますけれども、4月にまず第1回目の顔合わせですとか第1回目の会合がありまして、こちらで教育委員会の方が任命するという形になりますので、それに基づく委嘱状という形になるかと思いますが、それをお渡しして、この中で、最初に年間スケジュールとか協議事項、そういったものの確認ですとか、学校の経営方針ですとかいったもののご説明があったりとか、承認というような、そういった行為になるかと思いますが、その後、その連携に関することですとか、権限の一つであります評価の関連ですとか、教職員の任用に関する意見ですとか、最後、年度末には次年度の経営方針に関連した話し合いというようなことがそれぞれ行われる予定で出てきているようなことでございます。これに関しても第1回目の協議会の中で案として出された上で、場合によってはその協議会のメンバーの意見によって、若干その内容が変わってくるかなとは考えてございます。

簡単でございますが、説明の方は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見を願いたします。

参考資料の日程ですが、今、最後に説明していたように初回の運営協議会で議論していただいて、会議をいつやるのか、この回数でいいのかなど、今後いろいろ議論していただくのですが、このスケジュール表はアカデミーで作ったということでもいいのですか。

○教育企画担当課長 それぞれ、アカデミーの方から仮で提出をいただいているものでございます。

○教育長 例えば赤坂アカデミーには、第1回に学校経営方針等の説明、承認というのがありますが、お台場アカデミーにはないです。基本的な部分が抜けてはいけません。2回目以降も、こういうことをこの時期に決めて、こういうことをやっていかななくてはならないという決めがあると思います。それがここでもう抜けているのはまずいです。

○教育企画担当課長 おっしゃるとおりでございます。こちらで一旦お預かりしている段階の、まだ精度の低いもので、大変申し訳ありません。これに関しては、少なくともアカデミーとこちらで

やりとりをさせていただいて、最低限漏らしてはいけない項目というのは入れていただいた上で解を出していただくようにしたいと思います。

○**教育長** お台場アカデミーの第2回で、学校支援活動、学校整備活動等の確認というのがありますが、この学校整備活動は、学校運営協議会がまず会議体としてあり、その具体的な活動として、学校整備活動をイメージしているのですか。

○**教育企画担当課長** これに関しては、ご指摘のとおりでございます。コーディネーターさんもおそらく委員に入ってくるだろうという中で、具体的にどういう支援活動を展開していくかとか、そういったお話がこの中で行われていくのではないかと考えてございます。

○**教育長** そうすると、今度は、赤坂アカデミーにはないですね。運営協議会をトップにした体制というのは一朝一夕にはできないと思いますが、早めに基本となるものをつくって、具体的に学校を支援していく組織はつくり上げておいた方がいいと思います。徐々に地域の方々をその中に入れてもらって、徐々にその体制ができ上がっていくと思います。早めに基本の部分をつくっておかないと、運営協議会だけがすべてをやる訳ではないので、その点をお願いします。

○**教育企画担当課長** その辺の体制づくりですか、この辺もアカデミーといいますか、学校任せにしないで、こちらの方もかかわるような形で、特に立ち上げということで非常に大事な時期だと思しますので、そのようにさせていただきます。

○**教育長** いずれにしても、今後、アカデミー単位になるのか、各学校単位になるのか分かりませんが、今回の2つのアカデミーのやり方が参考になると思います。ぜひ、学校任せ、幼稚園任せではなくて、教育委員会事務局として最初は支援してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 赤坂、お台場、いずれも幼稚園を含めて運営協議会をつくるということは、地元の子どもは地元で育てるという大きな柱から考えると、非常に結構なことだと思っておりますが、実際に運営するに当たって、小学校、中学校のニーズと幼稚園のニーズというのがちょっと違うような感じもしてくるのです。実際に学校運営協議会を行うに当たって、幼稚園部会というのかな、幼稚園は実際にどのように運営していくのでしょうか。

○**教育企画担当課長** まずは、当初、冒頭進めていくに当たっては、一緒にやることのメリットとして、例えば今までは幼稚園だけでやっていたので、小学校、中学校の関係の方が幼稚園のことがよく分からないとかいうようなことが往々にしてあったというようなところで、それを一緒にすることによって、小学校、中学校の関係者の方も幼稚園のことをより知っていただくような機会になるというようなところで、幼稚園のことは幼稚園の関係者だけがやるとか、そういうことではなくて、地域全体で幼稚園のことでもかかわっていきましようとか、そういう一つの効果も期待しているところではあるのですが、一方で議論が幅広くなってしまうということも一つ懸念されますので、この辺に関しましては、前半、そのように進めていただきながら、必要に応じてそのような枠組みをつくるということもある程度想定はしていった方がいいかなとは考えています。

○**小島委員** 小中一貫教育はかなり実質的に行われていますが、保幼小の、入学前教育は、まだま

だそれ程充実していないかなという印象です。そうした場合に小学校と幼稚園の連携で、幼稚園のニーズをどうやってこの運営協議会で実質的に保っていただけるのか、そこら辺、今後工夫してもらいたいという要望としてお聞きしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 学校運営協議会が始まるに当たって、各運営協議会が、最初のメンバーの人たちにその協議会の枠組みを分かりやすく、しかも誤解なく理解をしてもらうというところから始める必要があると思うのですね。その点では、港区の学校運営協議会の枠組みを分かりやすく説明する資料なども事務局で用意されておいた方がいいのだらうと思いますけれども、何かそういう準備とかはされていますか。

○教育企画担当課長 これに関しては、マニュアルと言うとちょっとおおげさになるかも知れないのですが、委員の皆様それぞれに差し上げられるようなもの、そもそも学校運営協議会とは何なのか、一定程度理解した上で引き受けていただいていると思うのですが、あとは港区の特徴ですとか、もっと言うと実際に委員として活動していただくときに注意していただきたいこととか、そういったところも全部含めて、そういったものを準備をさせていただいて差し上げられればと思っています。

○教育長 よろしいですか。

○小島委員 もう、委員の方は大体固まっているのですか。これからですか。

○教育企画担当課長 もう概ね上がってきておまして、本日、ご決定いただきますと、それに基づいて、推薦書という形で正式に出していただいて、それをもとに決定ということになるかと思っています。概ね入れていただいております。

○小島委員 それぞれ準備会はいつ頃から、もう何度か各地区の準備会はなされているのでしょうか。

○教育企画担当課長 準備会については、今のところそれぞれ評議委員の皆様の会合が3学期ございましたので、その中で一定程度、なにぶんその評議委員の方たちがシフトしているということが多いものですから、その辺の中で一つお話しいただいているということと、あとは校長先生が実際にその方にご相談するに当たって、それ以外の方は個別にとはなってしまうかと思うのですが、そのような形で、それぞれの方には事前の理解を深めていただくようなことはしているということです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第23号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○教育長 次に議案第24号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは議案資料ナンバー2をご覧ください。お手数ですが、2枚おめくりいただきまして、資料ナンバー2の方を使ってご説明させていただければと思います。

審議内容、囲みのところでございます。港区立赤坂中学校が仮設校舎等の工事が完了いたしましたので、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めるものでございます。

1の改正理由及び内容のところをご覧ください。平成30年12月7日開会の第4会港区議会定例会の方で議決されました「港区立学校設置条例の一部を改正する条例」の付則の中におきまして、施行期日を港区教育委員会規則で定める日としておりました。その施行期日を平成31年4月1日と定めるものでございます。

3番、今後のスケジュールです。記載ございませんが、3月26日に教育委員の先生方に現場の視察をしていただくという予定になってございます。それから3月28日から29日にかけて、仮設校舎等への引っ越しを行います。平成31年4月1日から仮設校舎等の運用開始となってございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

検査というのはいつの予定ですか。

○学校施設担当課長 明日の15日、行政の検査になっています。

○教育長 分かりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第24号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第24号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」本日、ご協議をお願いしたいと思います。こちらは、回収困難な債権につきまして、港区債権管理条例第13条に規定する放棄事由に該当する案件がございますので、まず当委員会においてご協議の上、債権管理委員会

に付議をさせていただきたいと思います。

資料ナンバーは1でございます。1のところには「回収困難な債権について」を記載させていただいておりますが、これまで、奨学資金貸付金の返還においては、奨学生が貸付終了後に返還計画書を提出し、その計画に沿って返還金を納付していただいておりますが、返還金についての納付がない債務者に対して、督促状の発送、納付相談を行った上で、債権の回収に努めているところでございます。しかしながら、長期にわたって奨学金が返還されないという事例が多々ございますので、今回はこの2の債権について1件、債権管理委員会の方に放棄事由として付議いたします。

まず概要でございますが、貸付期間が1983年（昭和58年）から翌年の7月まで、1年3カ月にわたって貸し付けていたものでございます。貸付総額といたしましては、55万8,000円となっております。返還期間はこの方の場合、昭和60年8月から平成12年の7月までとしておりました。そのうち41万8,000円返還がございましたが、未返還額として13万9,500円が残ってございます。その後、最初に41万8,500円の納付があった以降、途絶えておまして、何度か督促状等も送り、現地の訪問等も行いましたけれども、主債務者そして連帯保証人とも時効の満了が来ていること、それから保証人に関しては現在所在が不明となっていることから、主債務者に対しては時効の扱い、そして連帯保証人については所在不明と時効という扱いで今回、付議をさせていただきたいと思います。

時効の満了日は平成24年5月14日となっております。最終の納付日から10年たつてございますので、時効というところの扱いでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、3月15日に債権管理委員会の方へ付議をさせていただきました。改めてまた26日に当委員会で債権放棄についてのご審議をいただき、その後、区長決裁で不納欠損の処理、この30年度として処理をさせていただきたいと思います。

参考資料として債権管理条例の事由について記載をしたものをつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いします。

項番2の「放棄事由」欄です。「主債務者、連帯保証人ともに時効満了のため放棄」という記載がありますが、時効満了は主債務者や連帯保証人ではなく、この債権そのものではないのですか。

○教育長室長 教育長がおっしゃるとおり、債権についての時効と考えますので、記載の方が「主債務者、連帯保証人ともに」ということで人の扱いとなってしまっておりますので、こちらの方は修正をさせていただきたいと思います。

○教育長 同じ欄の記載で、この順番だと、7号に該当して、時効満了になれば、所在不明も何もないのではないのですか。また、先程の説明では、連帯保証人は所在不明だけど、主債務者の所在は分かっているのですよね。

○教育長室長 主債務者についての所在は、転出先の住所は分かっているのですけれども、応答がないという状況になっているので、接触はできておりません。

○小島委員 主債務者、連帯保証人というのと下の段の保証人がありますが、上の連帯保証人と下

の保証人は同一の人なのか、それとも別の人なのか。

○教育長室長 こちらは連帯保証人、同じでございます。済みません、記載が間違っておりました。

○小島委員 連帯保証人と保証人が別々かなと思ったり、同じ人かなと思ったり、いずれにしても放棄する理由として、時効も満了しているし、連帯保証人については所在も分からないのですよということですよ。

○教育長室長 そのとおりでございます。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この協議事項につきましては以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 平成30年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成30年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは報告資料のナンバー1をご覧ください。主に平成30年10月から11月に実施いたしました秋の交通安全運動に伴う小学校の通学路点検の実施結果について、ご報告いたします。

2の実施体制のところでは、各学校を実施主体として、PTA、学務課、各総合支所、それから東京都、警察署、町会・自治会等の参加により、通学路の点検を実施しているものでございます。

3番の「通学路点検実績一覧」をご覧ください。参加人数のところですが、合計で476名。主な指摘箇所としては103箇所ございました。1年前の秋の通学路点検のときには参加人数が453名、それから主な指摘箇所としては139件程となっております。参加人数は23名の増、指摘箇所としては36件の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。今回の点検で報告された主な指摘箇所とそれについての対応をまとめたものでございます。2ページで言いますと、主立ったところなのですが、1の違法駐輪・駐車を取り締まり、撤去をしてほしいというところ。それから3番目の路面表示や横断歩道、白線の設置・引き直しをしてほしい。それから4番目の防護柵、ガードレール、支柱を設置・修理してほしいというところが比較的件数の多い案件となっております。それから3ページの方をご覧ください。最も件数の多いものとしては、9番目だと思います。道路が狭い、車の通りが多いので、安全確保が必要であるというところが件数の多い案件となっております。中身を見ていただきますと、芝浦小学校のところで9件となっております。トラックなど大型車両の通行が多く、危険ということで、児童へ改めて安全指導をしているところでございます。

それから3ページの一番下のところをご覧ください。その他のところでは、次回の春の通学路点検の実施期間ですが、平成30年4月8日から6月28日までを予定してございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

2 ページ目の6番に「東京都に依頼中」というの記載がありますが、東京都所管の場所なのか。

○学務課長 場所としては東町になるのですが、これは東京都への依頼ですので、都道にかかっている歩道橋の管理は東京都ということで、落書きを消してほしいという依頼になってございます。

○教育長 歩道橋ですね。

○学務課長 はい、歩道橋です。

○教育長 分かりました。

来年度、区として落書き防止を積極的に進めていくのですが、歩道橋なので東京都が行うということですね。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について

3 生涯学習スポーツ振興課の2月の各事業別利用状況について

4 図書館・郷土資料館の2月行事実績について

5 図書館の2月分利用実績について

○教育長 次に「生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の2月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土歴史館の2月行事実績について」「図書館の2月分利用実績について」この4件の定例報告については、配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日の予定は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を3月26日午前10時から開催の予定です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前10時35分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子